

第 6 回検討会における主な意見

【第 1 章「総則」について】

- これまで現場でなじんでいた現行の保育所保育指針そのものが、見た印象ではかなり簡潔な形になり、それだけでも現場では相当の戸惑いや混乱が予想される。改めて、保育所保育指針とは何なのか、新たな告示化の中でどのような役割を果たすかということについて、丁寧に説明していく必要がある。
- 保育所の役割・機能の中では、子どもや保護者にとって、また、地域にとっての役割をどのように描き出すかということが大切である。
- 保育所の社会的責任として、単にPRではない適切な情報公開のあり方が求められる。個人情報保護の責任とともに、保護者や地域の方々の関係を切ることのない配慮が必要である。
- 保育所の役割の描き出しとともに、保育者の描き出しもしっかりと行うべきである。
- 現行の保育指針の中にある精神、あるいは受け継いできたものをなくすという意味合いは決してない。また現行の法的な根拠になるものを前提とするのも当然である。
- ここに示したたたき台はあくまでキーワード的に、イメージを持っていただくようにしたものである。基本的には法律を遵守し、現行指針の精神を引き継いでということになるが、それをどのように表現するかということについては、全体の構成や、ここに表すような文言を考えていくことを考慮していく必要がある。
- 「総則」において「児童福祉法」18 条の 4—保育士の役割を明らかにすることが重要。保育所というのとは何なのかということが揺らいではならない。
- 保育所保育指針とは何なのか、指針は何のためにあるのか、どのように活用していくのかということを改めて説明する文章や解説がほしい。
- この指針の性格というのは、保育の内容に関する指針であると同時に、保育の内容に関連する運営事項の基準、指針であり、そこを明確に示していくことになる。特に「保護者に対する支援」と「保育の計画と評価」は運営に関する重要事項である。

【第 2 章「子どもの発達」について】

- 当然「発達とは」ということで、きちんと確認する必要がある。解説で担う部分と指針で明記する部分を整理していく必要がある。
- 「子どもと子どもとの関係」のところ、今は子ども同士のけんかやけがに対して、保護者が神経質だという状況がある。例えば子どもの育ちの中でけんかも大切な一要素であるということ等、具体的に書き込んでいただくと保護者にも響くと思う。
- これまでも度々出てきた「関係性」という言葉について。「関係」までは使うが、「関係性」というふうにはあまり使わない。相互作用、インターアクション、普通「性」という場合には、方向性を指したり、あるいは傾向や度合いを指したり、いろいろな使い方をするが、この言葉の使い方について皆で了解をしておかないといけないと思う。

- 用語の使い方、例えば「関係」「関係性」という言葉や「乳・幼児期」の「・」についても、一つひとつ確認しながら丁寧に使っていかなければならない。

【第3章「保育の内容」について】

- 指針と解説の役割分担の仕方やその内容について考えなければならない。大綱化、簡素化を図るなか、質そのものは解説の中できちんと保持していく必要がある。
- 発達過程区分と「3歳未満児」「3歳以上児」、あるいは「乳児」の扱いについて丁寧に見直していく必要がある。
- 「3歳未満児の保育」と「3歳以上児の保育」を分けて項目立てするのならば、3歳以上児の「教育」という言葉の使用なども含め説明が必要なのではないか。「幼稚園教育要領」との整合性を図るということは当然あるが。
- これまでの保育指針は「発達過程」であり、これを短く示すというのはおかしい。
- 発達過程区分という8つの区分、これ自体がなくなるという話ではない。
- 発達の連続性の確保というものを保育士が読み取れるようにしていくことが大切。
- 「発達過程区分」についての理解、解釈をしっかりと押さえておく必要がある。あくまで子ども個人の発達過程であり、その点では「幼稚園教育要領」と同じ発想でできている。
- 第3章が今回保育のいわゆる内容のところでは大変革だと思う。今回のように一つの章にまとめて、発達の連続性が大事にされることはとてもよい。しかし、「3歳未満児」と「3歳以上児」の書き方、「保育の実施上の留意点」の位置付け等を含めてさまざまな課題がある。養護と教育のとらえ方を明確に示すことも含めて、現場に向けて説明をしないと、保育現場で今までの指針がかなり定着して、それにそっての保育が進んでいるので、第3章での示し方に工夫が必要。
- 第3章の4のところ、「保育の実施上の留意点」があるが、幼稚園教育要領の方では実施上の留意点というのは、実際にその内容を取り扱うときに大事なこと、つまり領域を越えたなどいろいろなことは「指導計画作成上の留意事項」に記されている。指針の方でも第4章の3に入るのではないか。
- 資料にあるこの括くり方も一つの考え方であると思う。この括くり方によって、基本的な保育のとらえ方と実践が結び付いていくが、「幼稚園教育要領」が「指導計画作成上の留意事項」として示されている考え方と「幼稚園教育要領」との整合性ということも合わせ考えると、ここに置くべき内容なのかというのは検討の余地がある。
- 0歳の発達というのは、「3歳未満児」であっても全然違うと思う。日頃保育のなかでも0歳の援助の仕方と発達についてはより細やかな対応が必要。乳児保育はとても大切なので、もう少し細かくみていく必要がある。
- 「保育の実施上の留意点」の中の、例えば異年齢保育、長時間保育等について、その意義や内容などある程度押さえて書き込んでいただきたい。
- 第5章のところに新しく章立てされた3の「食育」に「食育の取組」ということが入っているが、食育は保育の内容そのものではないか。子どもの食育は現状では保育の5領域と食育の5領域を一緒にしながら取り組んでいる。

- 小学校との関係、連携や接続をどう位置付けて盛り込むかは重要である。

【第4章「保育の計画及び評価」について】

- 今、第3章で論議されたことの結論～ある程度形が見えてこないところもなかなか確定的なものが出てこないと思う。2番の「保育の評価」という今までにない内容のところで、「評価」「公表」という新しい視点が入ることについて、他の法律や関連性の中で、今考えられるもので特に気をつけておかなければならないことなどあればうかがいたい。
- 保育の世界において第三評価については、これまでこの十数年進めてきているが、「自己評価」をこういう形で表に取り出したことや、「公表」ということについて取り上げるのは初めてだと思う。第三評価を実質的なものにして進めていくためには、その前提としての「自己評価」をしっかり現場において定着させていく。それと併せて保育所の社会的使命ということから考えても、税金をもらって進めている施設であり、取り組みについてしっかり情報公開していくことによってフィードバックしていくという視点は基本的な課題になっている。

それから、幼稚園を含む学校の世界でもそうだが、自己評価、点検、公表を法律や教育基準の中に盛り込んで進めていこうという動きがあるので、それとの整合性も踏っているという視点である。そこをこういう形で明示的に出していくのがいいのかどうか、どの程度それを進めていけるのかということについて、現場の状況や全体のことを考えた上でのご議論をいただきたい。

【第5章「健康及び安全」について】

- 法的な根拠をきちんと踏まえた上でこの対応ができるということが一番前提になってくるということを踏まえて、「健康管理」「安全管理」「食育」の問題を書き込んでいかななくてはならない。特に病児保育、病後時保育、医療ケアの問題のところは、医療法や母子保健との絡みなどでいろいろな問題が出てくるだろう。
- 保育現場では嘱託医や看護師配置の問題、病児や病後児保育など、対応の難しい現実がある。
- 「食育」の扱いについて5章だけでなく、保育内容として第3章、第4章への記載含めて丁寧に見直す。
- 「虐待」の問題に関しても、第6章とのつながりで今まで以上にきちんと押さえていく必要がある。
- 病児・病後児保育、それから虐待の早期発見・対応、これらはが運営とも必ず連動する部分である。関連する章ごとの住み分けや調整が必要となるだろう。
- 食育に関しては保護者への支援としても、今、給食レシピなど情報提供や指導なども行われているので、そちらでも食育という言葉は使えたらよい。与薬はいろいろ議論があるが、日本保育園保健協議会のガイドラインに沿って含めていくとよいと思う。

- 食事ではアレルギーの除去食という問題がある。また、「関係機関との連携」ということでは、3歳児検診など健診などとの連携が必要なのではないか。

【第6章「保護者に対する支援」について】

- 「入所児童の保護者に対する支援」「地域の子育て支援」いずれの場合も共通かと思うが、いわゆる通知の部分でどこまで触れるか。たたき台の案の中で最低限これはというもの、これは絶対入れた方がいいというものをここで示していただくと、性格や方向付けが全体的にわかりやすい。
- 特に保護者に対する子育て支援で、それが何のためにあるのかといったときに、保護者と協働して子どもを育てる営みに向かっていくという視点が文章のどこかに入らないと、結局いろいろな子育て支援事業をたくさんやればいいのだという考え方になる。そういうことも含めて、大事なことの方向性を示せばよいと思う。
- ここにも記されている「相談・助言」、そういう表現ではすくい切れないものがある。例えば在園児の保育であれば、連絡ノートでの日ごろのやり取りの中で、保護者が子どもをかわいと思う気持ちや愛着関係、情緒的な関係に共感することなどによって、それを励ますというような機能もある。もう少し心理的な支援といったものも盛り込んでいただきたい。
- 今回は特に「入所児童の保護者に対する支援」という柱をもう一つ明確にしたので、保育者の負担感がある。保育者任せになってしまうようにするためには、環境整備の問題が無関係ではない。
- 保育所は親子が育つ場であって、そこで育つことが守られている場だということが、親に伝わるようにしなければいけないと思う。親を育てるということ、支援をすることだけではなく、親自身が子どもと一緒に育っていく所なのだとすることを、指針の解説などで伝えていけたらよい。
- 「関係機関との連携」というのが抜けているが、「関係機関との連携」はここに入れた方がよい。
- 「支援」に関する説明をきちんと行う。特に初発のところで丁寧に説明する。

【第7章「職員の脂質向上」について】

- 「相談・助言」との関連で、保育士だけに任せてよいのだろうかということでは、やはりこの「施設長の役割」というものを位置付けるべきである。従って第7章は、第2章と第3章全部に係ってくるが、第6章と第7章はかなり接近した内容になるだろう。
- 保育所全体で子育て支援を行っていくことを基本の方針とする。それを前提にすることで「施設長の役割」や「職員の研修、自己研鑽」が意味を持つてくる。保育所としての子育て支援というのは、資質向上の上での大事なポイントになる。
- 第7章も今までの第13章とは異なる形で、特に「施設長の役割」と「職員の研修」が明確に分離されて出たことは意味がある。ただ、制度上から言って施設長という法的な根拠、施設長の資格要件という問題がある。

- 研修については、必要性は誰もがわかっているけれども、その体制が現場でできていない。
- 非常に重要な視点だと思っている。そういう課題を他の事柄と併せてどう書いていくかということが重要である。問題意識としてはまずは人材というのは園の中に組織としてチームとしてやっていくのであり、施設長自身はその育成に一理的な責任をもって取り組んでいくのだというところを、少なくとも明記するということは考えられる。
- 「職員の資質向上」ということなので、やはり職員の働きがいやモチベーションなどが重要だと思う。職員の研修、自己研鑽に限らず、働きがいを持てる職場や日々の仕事の中で長期的にスキルアップができる仕組みということがむしろ大事だと思う。
- 保育所の社会的役割ということについて、必ず施設長は常に最新の情報を得て、職員に普及させるような努力ということも、この中で含まれる。また、法律（児童福祉法）の第 48 条の 3 に研修に努めるという規定があり、これは大変画期的な内容である。これなどは指針の中で触れていいのではないかと思う。
- 人が人を育てるという専門職の研修の体制、体系など含めて保育現場の大きな課題であり、今回の指針にもしっかりと位置づけるべきだろう。

【全体を通しての意見】

- 「趣旨」のところの「目的」に「児童福祉法」第 39 条の最低基準「保育に欠ける乳幼児を保育、最善の利益の尊重」と書いてあるが、今私たちは、「保育に欠ける乳幼児」だけでなく、すべての子どもの子育て支援をするのが保育所や保育者の役割だと認識している。
- 保育所の役割としては、やはり保育に欠ける子どもの乳幼児を中心に持ってくるのが基本だと思う。それにプラスして児童福祉法第 48 条の 3 に「保育に支障がない限り」という一つの区切りがある。
- 最低基準の部分とそうではない部分が全体に混在しているような、今の時点で何もかも盛り込み過ぎているのではという印象を受ける。
- 「②指針の大綱化・簡素化」という言葉と、わかりやすさを両立させるのはなかなか難しいと思われる。法律的な告示のところにわかりやすくというのはどこまで可能か。保護者の方にも読んでいただくことも含めて、考慮すべきか。
- 大綱化と簡素化というのは意味が全然違う。「幼稚園教育要領」を大綱的に示していると言うが、簡素的に示すとは言わない。つまり大事なことのエッセンスのポイントだけを示している。
- 各章は断片ではなく全部つながっているのだから、重複や漏れがないか全体を通してチェックしていただきたい。
- 「保育所の社会的責任」の中の「苦情処理」という言葉は「苦情解決」に言い換えた方がよい。
- 保育所の機能として「子どもにとっての機能」「保護者にとっての機能」と、更に「地域にとっての機能」を果たしている保育所が多くなっている。地域の交流の核になって

いたり、高齢者施設との交流があったり、保育所が地域の子育て支援以外の機能を持ち始めている。

- 個人情報保護関係に関しては法律として遵守しなければならないが、保護者同士の関係を切らずその関係をつないでいくようなやり方に配慮することを、一言でも盛り込んでいただきたい。
- 今、少子化の絡みを含めて市町村が構造計画をつくっている中に、縦割り保育を導入せよとする市町村がある。縦割りの保育の指導計画がない保育所が非常に多いので縦割り保育についても記載すべきではないか。
- 全体の議論の中で何回か出た乳児保育について、これを第3章でもう少し考えていく必要がある。現行の「健康と安全」では非常に重視している。
- 小学校との連携の中で、情報の共有ということで保育所の中で子どもについて、プライバシーを配慮しながら必要な情報を伝達していく仕組みを入れていただきたい。小学校への接続は非常に大事な視点である。
- 今回の幼稚園教育要領の改訂作業の中でも、「小学校との連携」は非常に大きなポイントであり、就学前の教育を担う保育所、幼稚園が同様に意識を持って取り組むためにも指針にもしっかりと盛り込んでいくべきである。
- 幼保の違いの複雑さのようなものについて、内容としてどこかで押さえないといけないのは、児童福祉施設であるということ。保育に欠ける子どもを保育し、なおかつ子育て支援が了解されている。在園児と時間的な違いはあっても、基本的には同じような受け止め方が必要になり、在園児の保育との関連の中で、例えば一時保育や親子交流や保育体験など、受け入れ体制を検討しなくてはならないことが、保育所の重要な役割なのではないか。
- 「保育所の社会的責任」の中の「苦情処理」という言葉は「苦情解決」に言い換えた方がよい。
- 保育所の機能として「子どもにとっての機能」「保護者にとっての機能」と、更に「地域にとっての機能」を果たしている保育所が多くなっている。地域の交流の核になっていたり、高齢者施設との交流があったり、保育所が地域の子育て支援以外の機能を持ち始めている。
- 個人情報保護関係に関しては法律として遵守しなければならないが、保護者同士の関係を切らずその関係をつないでいくようなやり方に配慮することを、一言でも盛り込んでいただきたい。
- 保育所の児童福祉施設としての機能、特に課題を持つ子どもや家庭が増えている中で、セーフティーネットとしての役割が大変大きい。今回の指針においても十分配慮しながら「総則」および第5章、第6章辺りで、きちんと触れておくことが重要である。資質向上の上での大事なポイントになる。